

平成21年度 第1回行政改革推進審議会 議事録（要約）

日時：平成21年11月27日（金）午後2時00分～4時00分

場所：長野市役所第一庁舎8階 第一委員会室

出席者：委員9名（7名欠席）

長野市行政改革推進委員会（庁内）委員・関係課8名

事務局（行政改革推進局：局長以下6名）

資料

資料1：利用者負担の基準に基づく見直し方針の進捗状況について

資料2：公共施設の見直しについて

資料3：公共施設の見直し指針の策定に係る検討部会の設置について

4 議事

(1) 利用者負担の基準に基づく見直し方針の進捗状況について

行政改革推進局次長：資料1により「利用者負担の基準に基づく見直し方針の進捗状況について」について説明。

（質 疑）

（会 長）事前に委員から質問が出ている。委員から簡単に質問の趣旨の説明をお願いする。

（委 員）放課後子どもプランについて二点ほどお聞きしたい。一点目はアドバイザーが135名ということだが、どのような職業なのか。内容を聞きたい。

二点目は、このことで、私どもは2年前に公募をしたが、吉田地区で子どもプラザを開設した場合の希望者数を調査した際、3名だけの参加であり、あとは断られた。併せて学校側も子どもプランとして求める空き教室がないのが現状である。校長先生にもお話をしたところ、多目的の教室は子どもたちの教室ということで、子どもプランでは使いづらいという現状である。学校側としてもどのような対応をしているのか、また、教育委員会と連絡をとっているのか。先ほど、年に10校ほどずつ実施を計画していくということだが、54校実施するには何年後になるのかを聞きたい。

（事務局）一点目の地域ボランティアのみなさんの関係だが、本の読み聞かせや将棋、もちつき行事などいろいろと活動していただいている。135名のアドバイザーは交通費相当分として一回1,500円お支払いをし、特技を生かした活動をしている。具体的な支

援の内容や活動地区については、したいと思う方としてほしいという思いが合致したところから行っている。登録 135 名には学生さんが 57 名、一般の方が 78 名ということである。個人の方もいるし、団体の方もいる。様々な皆様方からご支援を受けている。しかし、経歴や現在の職業はあえて聞くことではないので、活動内容に基づき、ご支援いただいている。

二点目の、空き教室については、ご迷惑をおかけしているが、学校施設については全小学校の空き教室、特別教室について、学校訪問をして把握している。学校側と共用できる範囲の確認をしながら、進めている。また、今後の児童数や学級数の増減により、校舎の耐震化工事、改修工事、児童数も含めて総合的に検討しながら実施している。それぞれ最初から最後までトータル的に担当職員が付き進めている。

そして今後の予定は、今現在、17 小学校区の実施ということで毎年、10 校程度の実施予定ということで、全小学校区での開設は平成 25 年度当初を目標にしている。

(委員) 私は、子どもたちは、次の時代を背負っていく人材であるし、地域全体が子どもの人材育成をしていく必要があると考えている。そのため、ものさしだけで利用者の負担をとるという判断をするべきではないと思う。私達の小さい頃は、学校が終わり帰ってきても行くとこがなかった。我々の時代は公民館に同級生から下級生が集まり、卓球などをし、学校では味わえない人間関係や経験を積み、育ってきた。放課後子どもプランについて何人かにお聞きしたが、問題は沢山あるという話を聞いている。アドバイザーが集まるかどうか、教室があるかどうかという話を聞くが、それは、解決をしながら行っていけばいいのではないかと。私が聞きたいのは、予算規模だが、7 億数千万円という予算の内訳を聞きたい。

(事務局) 内訳については、人件費が 8 割である。それぞれの施設の館長、施設長などの人件費になる。その他に施設の維持費や光熱水費、施設管理費、運営費になる。

(委員) それは、削る部分はないのか。それだけの人材を置かないと安全でないのか。

(事務局) やはり、人の命をお預かりしているということで単純に遊ばせておくわけにはいかないで、実務に携わる人の手当は必要と考える。青少年健全育成を担当しているものとして地域の教育力をぜひともお貸しいただき、子どもたちのために宜しくお願ひしたい。

(委員) その 7 億数千万円のうち、国から補助や地方交付税の負担はあるのか。

(事務局) 半分の 1/3 (全体の 1/6) については、国からの補助があるが、児童館、児童セ

ンターについては、厚生労働省から補助がくる。子どもプラザについては文部科学省から放課後子どもプラン推進事業としてきている。それについては、かかった費用の1/3ということである。今現在、国庫補助は両省で、19.3%ほどになる。

(委員) 放課後子どもプランについては、利用者負担の基準を改正したのか。50%というのを0%と改正したのか。

(事務局) これについては、利用者負担の基準に基づき実施をするということで庁内合意をしている。ただ、今回の放課後子どもプランについては、先ほどご説明をしたように、少子化対策ということで、国の政権も変わり、全庁的な中でも、子育て子育てという中で、施策の重要事業という位置づけをしている。少子化対策ということで、無料として政策判断をさせていただいた。他の事業については基準に基づき見直しをしていく。

(委員) ではなくて、基準を見直したかということである。

(事務局) 基準は見直していない。

(委員) 基準には、縛られないのか。基準に市は縛られるのではないのか。もし、情勢の変化で基準が合わないのであれば、改正しなくてはおかしい。基準をつくった価値がない。市の審議で50%を0%にするのはおかしい。

(事務局) 当然、ご指摘のとおり理解している。50%を25%にするということもあるが、基本的には実施の是非についても市民の方のご意見をお聞きし、事業課において決めていくということである。進め方の中でお話したが、経営の見直しをしなければならない事業もある。基準はそのまま、市の責任でやる事業もあるし、全体の中での位置づけで少子化対策ということで判断をした。その他の事業については、基準に基づき行っていくということで全庁的に合意をとっている。

(委員) 基準はあるけど基準を無視するのか。いろいろな条件をあてはめてマトリックスを作った。その後情勢が変わったのなら、基準を見直すべきなのではないか。マトリックスを見直すべきではないか。

(事務局) 資料 1- の利用者負担に関する基準に基づく見直し方針にあるように、抜粋としているが、11月に公表した中では、143事業のうち、利用者の基準に適用するものは90事業ということで、マトリックスを作った経過がある。その中の区分で、改定し

ない明確なもの、特別な事情があるものなどについては改定を見送るとしている。基準を適用する中でも、事業によっては福祉的要素の強いものもあるので、そのようなものについては改定できないものも出てくるということである。放課後子どもプランについては、明確な理由をもって見送るという位置づけのものもある。

(事務局) 付け加えて言うと、去年の11月に利用者負担に関する基準に基づく見直し方針を出しているが、その中で、事業等の整理方法として、基準を適用するという中でも、「見直しの要否検討」がある。もう一つは「改定しない理由が明確なものや特別の事情のあるもの等」については、改定を見送りしますよという方法を出しているはずだと思う。この中で放課後子どもプランについては特別の事情があるものという中であてはめさせていただき、改定を見送ったということである。

(委員) 当分の間は見直さないのか。

(事務局) 行政経営課としては利用者負担に関する基準はそのままとし、基準は進めていきたいという考えがある。放課後子どもプランについては、54校区のうち17校区の実施ということもあり、全校区の実施にともなう時か、目標平成25年度の段階の時には、基準に基づき見直していくことも必要と考える。いつまでということは明確に記載していないが見直すことは必要と判断している。

(委員) 一言、意見を申し上げる。あの時と、今とでは財政の状況がちがう。一般財源はかなり落ちている。それなのにそのような甘い考えでいいのかと考える。

(委員) 社会福祉協議会の答申内容は、慎重審議とあるが、これと子どもプランの資料1-の7ページの「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」と「社会福祉審議会答申内容」との関係はどうなっているのか。

(委員) 3,000円というのは負担の50%ということなのか。

(事務局) 試算をすると、行政改革推進局が出している数値に基づき数字を入れ込んだところ、6,000円ほどかかるが50%の3,000円ということである。

(委員) 働く女性の家の講座受講料だが、この案件について当初平成23年頃実施予定ということだったが、来年の4月実施ということか。

(事務局) 講座の受講料については、全体の見直しということで、平成23年4月の改定で

ある。ただ、働く女性の家の講座受講料については一つだけ 200 円ということだったので、まずは、検討するにも同じテーブルにのせるということで 300 円にするということで、一年前倒して行うものである。

(委員) 放課後子どもプランのことだが、資料 1- の 6 ページについて、私も計算してみたが、一人当たりのかかるお金を利用者の人数で割り、さらに 12 か月で割ると 1 か月分として一人当たり、6,000 円前後かかり、その半額とすると 3,000 円となりわかりやすい。他の委員さんから子どもは地域で育てるものであるという話もあったが、一ヶ月 3,000 円というお金は出せないものなのか。やっぱり親として子どもを地域の方に育ててもらうのであれば、せめて半額負担するのが親の責任ではないかと思う。働いているのであれば収入もあるわけで、一か月 3,000 円払えないのは納得がいかないところもある。先日、来年度も無料にするというお知らせが届いたときに、やはりそうなったのだなと残念であった。8 ページに国の子育てのことがあるが、長野市は就業する保護者を支援する必要性、利用者からは無料での実施を求める要望が多いということで、無料を決定したということである。もしこれをするすることで、少しでも子どもの状況が良くなることを期待している。

(会長) 先ほどの事務局の話では、全校区の実施、平成 25 年度の時には、市の予算の影響も考え検討する余地はあるという話しであった。そのような含みをこめて、今、無料にするということである。

(事務局) 事業課とも検討していかなくてはいけないと考えている。

(会長) 今後、検討しながら進めていってほしい。それでは以上で(1)の議事を終わる。それでは(2)の公共施設の見直しについて説明をお願いしたい。

(2) 公共施設の見直しについて

行政改革推進局次長：資料 2 により「公共施設の見直しについて」について説明。

(質疑)

(委員) 公共財産の定義だが、道路の整備などは他のセクションで考えるものだと思う。例えば病院とか、小中学校、高校もあるが、他のセクションで、計画ができていないか。ただ、例示であげてあると思うが。この絞り込みを指針の中で見直そうということか。項目を列挙することも指針に盛り込むということなのか。

(事務局) 全ての公共施設の見直しをするという大きなテーマにしているが、公共施設とは何かということで、公共用財産をテーブルにのせた。ご指摘のとおり、道路や学校もそうだが、各々のマスタープランを持っている。第四次総合計画でも47ほどの各々の計画がある。ただ、計画があるからといって抜いてしまうのもどうかということもある。委員さんによっては道路の課題についてのご指摘があるかもしれない。これについては、審議会の中でご議論をいただき、部会の中でその部分について外すかどうか、箱物について限定していくかどうかも含めて十分審議をいただきたい。基本的には、普遍的な方針をイメージしている。

(委員) 市民会館などは他で検討している。

(事務局) 施設を限定してしまうと難しい。合併地域などを限定して一つ一つやると委員さんからも意見が出しづらいということもある。先を見据えた、方向性としての指針としたい。十分協議をしたい。

(会長) 他にどうか。具体的にはということで、全部が上がっているわけではない。具体的な例示である。

(事務局) 財産台帳で管理しているものがある。これはその中でも例示である。

(会長) その中で、検討していく施設について、検討部会で協議していき審議会で検討していくということである。

(委員) 広く検討していくことになると思う。いろいろ把握している資料を出していただいて、たたき台として検討していくほうがよい。全部持ち出して行うのは大変だと思う。ある程度絞ってほしい。

(事務局) それについて、委員さんとの協議の中で決めていきたい。当然公共施設の状況の把握から入っていき、その中で判断をいただきたい。会議の都度、情報提供していきご意見を頂きたい。

(委員) 資料2の1ページだが、網掛けしている部分のみ、検討していくのか。その上の公用財産ということで、庁舎、議事堂、試験場、研究所等とあるが、合併された庁舎であるが、非常に空き部屋が多い。あのような状況については、早急に見直すべきではないか。

(事務局) 基本的には、公用財産と公共用財産とあり、私どもとしては、市民サービスを提供する施設、庁舎もそのようにはなるが、今回は公共用財産ということで絞り込みをしてはいるが、これについても協議の中で検討していきたい。庁舎については、別の組織で検討をしている。

(委員) 空いている建物は公用財産でないのではないか。使っていないのだから。

(事務局) 先ほど別の委員さんが言われたのは、合併の施設で、議場等が空いているという話である。一つの箱物と考えたときに、この部分は使っていて、この部分は使っていないという区分では難しい。財産台帳にはのっている。

(委員) 財政改革を考えているのなら、このようなものこそ考えるべきである。

(事務局) その辺についても含んで、ご協議いただき考えていきたい。そのようなご意見もあれば、組み込んでいきたい。

(委員) 合併した庁舎は、ほとんどそのような状態である。

(事務局) 今回合併する信州新町は公民館と併設していることもあり、有効利用については地元も含めて検討していると思う。全体の中で考えていくことについてはご指摘のとおりである。

(委員) 見直しの項目でいろいろ区分していくと思われるが、一つ一つがマトリックスにあてはまると思う。老朽化であるとか、他に類似があるとか、わかりやすくマトリックスのようなベクトルがあり、当てはめると検討しやすいのではないか。資料のまとめでは、そのようにお願いしたい。

(事務局) 当然、そのような分類化をしていく方向の検討もしていきたい。

(委員) 見直しの考え方についての検討をするのではないか。具体的なものについて、これとこれについては統合したほうがいいのか、廃止したほうがいいのかを検討するのではないと思う。市役所が考えるための指針を策定するということである。

(事務局) おっしゃるとおりである。指針に基づき、再編計画についてはそれぞれの事業課が進める。あくまでも考え方、指針を策定するものである。

(委員) 課題が具体的に見えたほうがよい。

(委員) 抽象的な話になるのではないか。

(事務局) 普遍的な考え方を検討していく。

(会長) 具体的に活かせる指針ということである。あまりに抽象的に書くだけではなく、具体的に活かせるものである。

(会長) ご質問はあるか。

(委員) 資料2の3ページ、「5 公共施設の見直し指針の策定」の中の「見直しの進め方」であるが、「個別の施設に係る具体的な再編案などを策定する方法、再編案などを実施・推進する方法などが考えられます。」と書いてあるが、先ほど他の委員から質問もあったが、単なる指針をつくるのではなく、具体的な個別施設を含んだ中で、検討するということなのか。

(事務局) 策定する方法について検討していくのであり、それぞれ課題についてどう進めていくかの方法論を言っている。

(委員) 一千いくつかの施設があり、そのうち対象となるのはどの位か。九百位になるのか。

(事務局) まだどれ位の施設になるかわからないが、施設の資料は、全部提供させていただく。

(3) 公共施設の見直し指針の策定に係る検討部会の設置について公共施設の見直しについて

行政改革推進局次長：資料3により「公共施設の見直し指針の策定に係る検討部会の設置について公共施設の見直しについて」について説明。

(会長)：ご意見があるか。それでは、公共施設の見直し指針に関する検討部会の設置す

ることについて、お諮りしたい。よろしいか。部会の設置について、ご異議がないか。よろしいか。

(全 員) 異議なし。

(会 長): それでは部会を設置させていただく。また、事務局案により部会員及び正副部会長は会長が選任をするということになっているが、私から選任してもよろしいか。

(全 員) 異議なし。

(会 長): (部会員の選任 6人 部会長・副会長の選任 部会員の名簿の配布)
部会員の皆様にはお忙しいところ宜しくお願いしたい。
議事については以上であるが、他に意見があるか。

(委 員) 意見であるが、先日、テレビで東京都杉並区の取り組みがでていた。各公共施設に掲示がしてあり、その掲示の内容とは、その公共施設はどの位お金がかかっているか、運営費はいくらで、利用者の負担はいくらかということがわかるように掲示をしたというニュースである。このようなことをすると市民の皆さんも市からの予算がいくらかかっていることに気づくと思うし、施設の存在する意義についても考える機会になるのではないか。お金がかかるともったいないので、手作りでやってもらえればいいのではないか。参考までに話をした。

(会 長): その他いかがか。よろしければ以上で議事を終了する。

以上